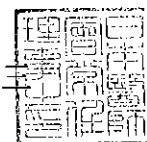


(保 37) F

平成 28 年 4 月 26 日

都道府県医師会
労災保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
石 井 正



平成 28 年熊本地震に伴う社会復帰促進等事業に係る事務取扱いの注意点について

熊本地震の発生に伴い、今後、被災者から社会復帰促進等事業に係る相談や申請及び請求等が想定されることから、社会復帰促進等事業に関する事務的取扱いが示されましたのでご連絡申し上げます。

具体的に、アフターケアに関しては、健康管理手帳の交付を受けている被災者が、手帳を自宅に残したまま避難したこと等によりアフターケア実施医療機関に提示できない場合には、氏名、生年月日及び対象傷病名を伝えることで受診が可能となります。また、避難先でアフターケア実施医療機関が不明な場合等には、都道府県労働局への連絡により最寄りの実施医療機関の案内が受けられることとなります。

義肢等補償具については、自宅の倒壊等のやむを得ない理由により、これまで支給を受けていた義肢等補装具が、き損・亡失・修理不可能となった場合には、都道府県労働局へ連絡・相談することで、修理費用又は購入費用が支給されることとなります。その他の詳細につきましては添付資料をご参照くださいますようお願い申し上げます。

なお、別添資料のとおり、当該通知の概要について厚生労働省ホームページに掲載がありますので、併せてご連絡申し上げます。

(HP 掲載アドレス) <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000122518.html>

<添付資料>

- ・平成 28 年熊本地震に伴う社会復帰促進等事業に係る事務取扱いの注意点について
(平 28.4.22 基補発 0422 第 1 号 厚生労働省労働基準局補償課長)

基補発0422第1号
平成28年4月22日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局補償課長

平成28年熊本地震に伴う社会復帰促進等事業に係る
事務取扱いの注意点について

今般の平成28年熊本地震（以下「地震」という。）の発生に伴い、今後、アフターケア等の社会復帰促進等事業に係る相談や申請又は請求が予想されるところであるが、社会復帰促進等事業に関する事務取扱い等については、当面の緊急措置として、下記に留意することとされたい。

記

1 アフターケアに関する事務取扱い

- (1) 健康管理手帳（以下「手帳」という。）の交付を受けている者が、手帳を自宅に残したまま避難していること等により、実施医療機関に手帳を提示できない場合には、氏名、生年月日及び対象傷病名を申し立てることによりアフターケアを受診できる取扱いとして差し支えないこと。
なお、当該者より相談があった場合には、本取扱いについて説明を行うとともに、当該者の実施医療機関あてに氏名、生年月日及び対象傷病名を申立てを行うことでアフターケアを行うことができる旨周知すること。
- (2) 手帳の交付を受けている者が、地震により当該手帳を亡失又はき損したときには、「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領の制定について」（平成19年4月23日付け基発第0423002号）の別添「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領」の6（4）に基づき速やかに手帳を再交付すること。
- (3) 地震により、アフターケアを受けていた実施医療機関が患者受入れ不可となっている場合又は避難先でアフターケア実施医療機関が不明な場合には、最寄りの実施医療機関を紹介する等親切、丁寧な対応を行うこと。

- (4) 地震により診療録を滅失又はき損したためアフターケア委託費（以下「委託費」という。）を請求できないアフターケア実施医療機関から、委託費の算定及び請求について相談等があった場合には、本省補償課福祉係と協議すること。

2 義肢等補装具費に関する事務取扱い

- (1) 義肢等の支給については、地震により被災労働者の自宅が倒壊した等やむを得ない理由から、過去に支給を受けた義肢等補装具が亡失・修理不能となった場合は、耐用年数が経過する前であっても新たな購入費用を支給して差し支えないこと。

また、修理が可能な場合には、修理の要件に該当するものとして、修理費用を支給すること。

- (2) 請求人が費用の請求を行う際に請求書に添付する採型指導の証明書については、医療機関が損壊した等の理由から証明書が得られない場合には、添付を要しないとして差し支えないこと。

この場合、医師の証明書が提出できない理由を請求人より聴取し、請求書の余白に記載しておくこと。

3 被災したアフターケア対象者及び義肢等補装具を使用している者等への周知について

本通知の取扱いについては、別添「平成28年熊本地震により被災したアフターケアの対象者及び義肢等補装具等を使用されている方等、社会復帰促進等事業を利用されている皆様へ」のとおり、厚生労働省ホームページに掲載しているのので、適宜、各局のホームページに以下のアドレスを掲載するとともに、また、相談に来庁した者に各局の問い合わせ先を印刷したものの配布することにより、被災したアフターケア対象者及び義肢等補装具を使用している者等に対して周知を図ること。

また、公益社団法人日本医師会に本通知を情報提供し、同会会員に周知するよう依頼済みである。

(HP掲載アドレス)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000122518.html>

4 その他

外科後処置等その他の社会復帰促進等事業に係る事務取扱い及び本通達により判断しがたい事項については、本省補償課福祉係あて照会すること。